

## 幼児教育・保育の無償化とは（国制度の概要）

※今後、国等からの新たな情報提供等により、内容が変更となる場合があります。

「子ども・子育て支援法」が令和元年5月に改正され、10月から幼児教育・保育の無償化が開始されます。しかし、ひと言で無償化と言っても、その対象や範囲など、制度はとて複雑です。ここでは、その概要について説明します。

### 1 幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化

4月1日現在の年齢	無償化の概要	備考
3～5歳	保育料が無償化（所得制限なし）	新制度未移行の幼稚園は月額上限25,700円
0～2歳	保育料が無償化（非課税世帯のみ）	福生市では非課税世帯は以前から無料

※ただし、実費徴収している費用（送迎費、給食費、行事費など）は無償化の対象外。

### 2 幼稚園の預かり保育の無償化

4月1日現在の年齢	無償化の概要	備考
3～5歳	月額11,300円（日額450円まで）まで無償化	
満3歳児	月額16,300円（日額450円まで）まで無償化（非課税世帯のみ）	

※保育の必要性の認定が必要です。

※通っている幼稚園で利用できます。

### 3 認可外保育施設等の無償化

4月1日現在の年齢	無償化の概要	備考
3～5歳	月額37,000円までの利用料を無償化（所得制限なし）	金額は保育料の全国平均
0～2歳	月額42,000円までの利用料を無償化（非課税世帯のみ）	金額は保育料の全国平均

※ 認証保育所のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業等、各種認可外保育施設（ただし、一定の基準を満たしている施設のみ）を対象（複数サービス利用も可能）

※保育の必要性の認定が必要です。

※幼稚園、保育所、認定こども園等に通っていないことが条件となります。

### 4 就学前の障害児の発達支援が無償化

幼稚園、保育所、認定こども園等に通っていても両方無償化となります。

## 幼児教育・保育に関連する施設

幼児教育・保育に関連する施設は、大変多くの種類があります。ここでは、福生市の子どもが利用している主な施設について簡単に説明します。

### ■幼稚園

#### 【機能】

3歳から5歳（小学校入学前）の幼児を対象に教育を行う学校。

#### 【時間等】

- 1日4時間が標準。
- 年間39週以上開園。
- 預かり保育あり



### ■認可保育園

#### 【機能】

0歳から5歳（小学校入学前）で、保護者の就労等により、保育が必要な児童等を対象に保育を行う児童福祉施設。

#### 【時間等】

- 1日8時間（短時間）又は11時間（標準時間）
- 1日12時程度開所
- 延長保育等あり



### ■認定こども園

#### 【機能】

0歳から5歳（小学校入学前）で、保育が必要な児童もそうでない児童も受け入れて、教育・保育を一体的に行う施設。

#### 【時間等】

幼稚園・認可保育園の両方に対応可能。

### ■小規模保育園

0歳から2歳の児童を預かる、定員19名以下の小規模な保育園。機能等は認可保育所とほぼ同様。

### ■認証保育所

東京都独自の基準で運営する認可外保育施設。

1日13時間程度開所。



# 各種 施設・サービスからみた無償化

無償化に関連する施設やサービスを一覧にし、いま利用している施設、あるいはこれから利用したい施設や各種サービスが、今後どのようになるのかを表にしました。

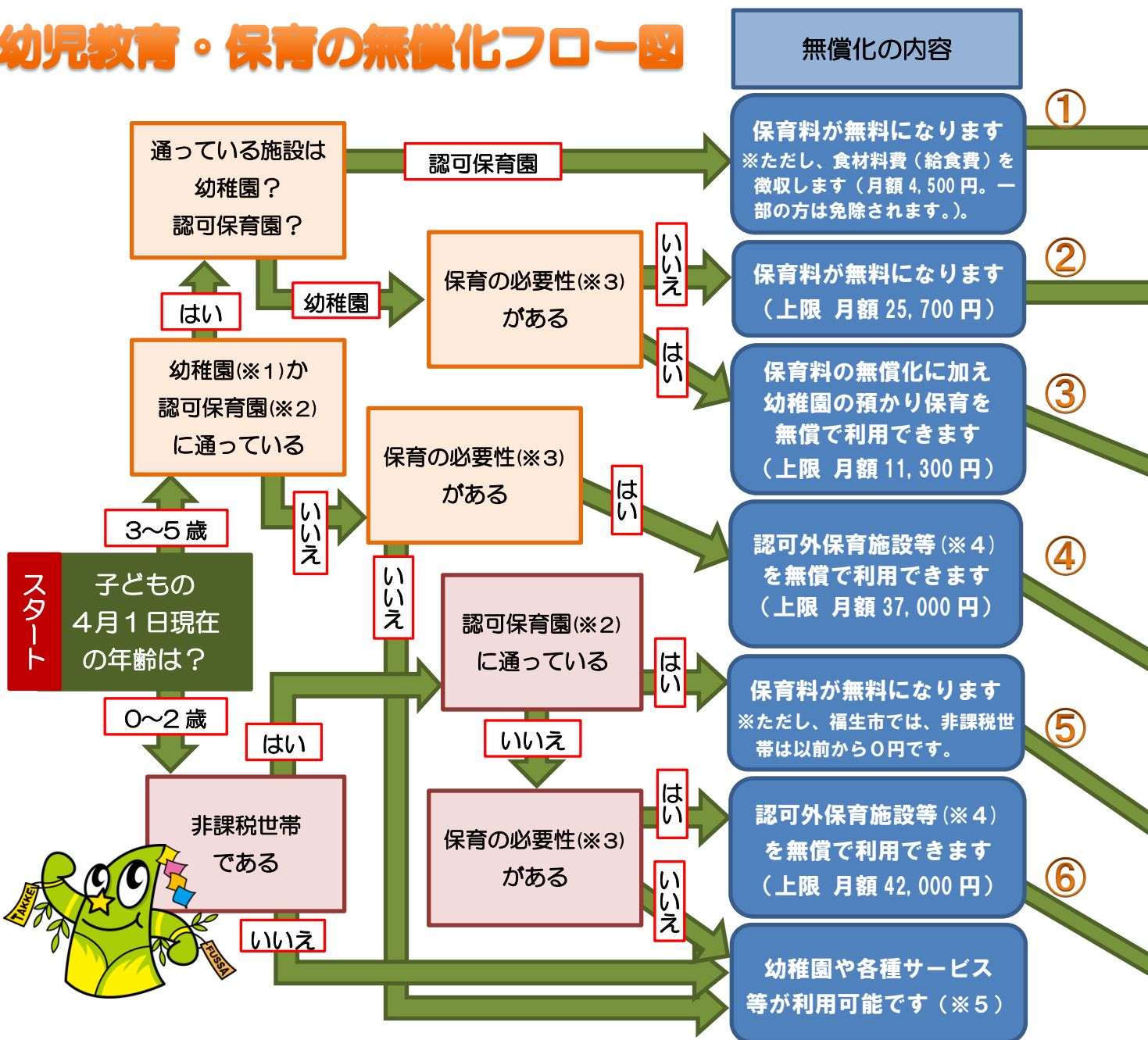
区分	施設種別	施設名	無償化の概要	無償化のための手続きなど
幼稚園	新制度未移行の幼稚園	①聖愛幼稚園 ②福生多摩幼稚園 ○市外の幼稚園（未移行）	<b>【3～5歳】</b> ・全員保育料が無償化（上限月額 25,700 円） ・預かり保育を利用する場合はプラス上限月額 11,300 円（日額 450 円）	・「施設等利用給付認定（新1号）」の申請が必要です。 ・預かり保育を利用する場合はさらに「施設等利用給付認定（新2号）」の申請が必要です。 ※幼稚園を通して申請します。
	新制度に移行した幼稚園	①清岩院幼稚園 ②牛浜幼稚園 ○市外の幼稚園（移行済）	<b>【3～5歳】</b> ・全員保育料が無償化（月額上限なし） ・預かり保育を利用する場合はプラス上限月額 11,300 円（日額 450 円）	・預かり保育を利用する場合のみ「施設等利用給付認定（新2号）」の申請が必要です。 ※幼稚園を通して申請します。
	認定こども園（幼稚園部分）	①牛浜こども園（幼稚園部分） ○市外の認定こども園	・預かり保育を利用する場合はプラス上限月額 11,300 円（日額 450 円）	
保育所等	認可保育所	①東福保育園 ②若葉保育園 ③加美平保育園 ④福生杉ノ子保育園 ⑤杉ノ子第二保育園 ⑥杉ノ子第三保育園 ⑦弥生保育園 ⑧福生保育園 ⑨福生本町保育園 ⑩すみれ保育園 ⑪熊川保育園 ⑫わらべつくし保育園 ⑬ありんこ保育園 ○市外の認可保育所	<b>【3～5歳】</b> 全員保育料が無償化  <b>【0～2歳】</b> 非課税世帯のみ保育料が無償化	無償化のための手続きはありませんが、保育園での手続きと給食費（食材料費）の支払いが発生します。 ※詳細は 10 ページ ※市外の施設をご利用の場合も無償化のための手続きはありませんが、給食費については各自治体にお問い合わせください。
	認定こども園（保育所部分）	①牛浜こども園（保育所部分） ○市外の認定こども園		
	小規模保育園	①ちゃいれつく福生駅前保育園 ②福生多摩乳幼児部ひよこ ○市外の小規模保育園	<b>【0～2歳】</b> 非課税世帯のみ保育料が無償化	手続きはありません。
認可外保育施設等	認証保育所	○都内の認証保育所	<b>【3～5歳】</b> 全員利用料が無償化（上限月額 37,000 円）	「施設等利用給付認定（新2号）」又は「施設等利用給付認定（新3号）」の手続きが必要です。 ※市役所で申請してください。 ※認証保育所は別途ご案内します。 ※保育所等への入所申請をして保留となった方は申請不要です。（みなし認定）
	一時預かり事業	①すみれ保育園（定期利用保育） ②すみれ保育園（一時預かり） ③聖愛幼稚園ナーサリールーム（2歳児の定期利用保育）	<b>【0～2歳】</b> 非課税世帯のみ利用料が無償化（上限月額 42,000 円）	
	病児保育事業	①病児保育室あんず ②福生保育園（病後児保育室）		
	子育て援助活動支援事業	①ファミリー・サポート・センター		
	その他施設	○他自治体のその他施設 ※ベビーシッター、幼稚園類似施設等	<b>※保育の必要性があり、かつ幼稚園や保育所等を利用していない方</b>	

原則  
いずれかひとつ

上限額まで複数利用可

# 子どもや保護者の状況などからみた無償化

## 幼児教育・保育の無償化フロー図



※1 幼稚園…牛浜幼稚園（新制度）、清岩院幼稚園（新制度）、牛浜こども園（幼稚園部分（新制度））、聖愛幼稚園（新制度未移行）、福生多摩幼稚園（新制度未移行）、他自治体の幼稚園。

※2 認可保育園…市内認可保育所（13 園）、牛浜こども園（保育園部分）、ちゃいれつく、ひよこ、他自治体認可保育園等。

※3 保育の必要性…就労・妊娠・出産、障害・疾病、介護等の理由により、保護者のいずれもが保育に欠けることが要件となります。「保育の必要性の認定」は市が行います。

※4 認可外保育施設等…認証保育所、定期利用保育（すみれ保育園で実施）、一般型の一時預かり保育（すみれ保育園で実施）、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター、幼児教育類似施設、ベビーシッター等（複数利用可）。

※5 幼稚園や各種サービス等…満3歳から幼稚園を利用できます（幼稚園によって異なります）。また、一時預かり保育（市内全園で実施）と病児・病後児保育は、保育の必要性や年齢に関係なく、非課税世帯であれば無償で利用できます（福生市独自のサービスです。）。

あなたはどれになったっけー??



## 無償化に必要な手続き

## 手続きの具体的内容

①

無償化のために必要な  
手続きはありません  
※ただし、給食費に関する手続き  
が必要となります。

### ●●保育園の給食の提供に関する同意書

利用している保育園で給食の提供や給食費の支払いに関する説明を受け、同意書に同意・署名してください。

【提出書類】 同意書  
【提出先】 保育園

※給食費免除対象者には市から通知を送ります。手続きは不要です。

②

施設等利用給付認定(新1号)  
の申請(一部利用者のみ)  
※新制度に移行していない幼稚園  
(聖愛幼稚園、福生多摩幼稚園  
等)の児童のみ必要です。  
※上記以外の施設は必要な手続  
きはありません。

### 施設等利用給付認定(新1号)

(新制度に移行していない幼稚園(聖愛幼稚園、福生多摩幼稚園等)の場合のみ)

園を通して申請書を配布します。

【提出書類】 申請書  
【提出先】 幼稚園

【提出期限】 令和元年7月16日(令和元年10月開始分)

③

施設等利用給付認定(新2号)  
の申請  
※在園の幼稚園で利用可能です。  
※新制度に移行していない幼稚園  
(聖愛幼稚園、福生多摩幼稚園  
等)に通っている児童は「新  
1号」の認定と両方の手続きが  
必要です。

### 施設等利用給付認定(新2号)

園を通して申請書を配布します。

【提出書類】  
①申請書  
②保育を必要とする事由が確認できる書類(勤務証明書、母子手帳、  
障害者手帳等)  
【提出先】 幼稚園  
【提出期限】 令和元年7月31日(令和元年10月開始分)

④

施設等利用給付認定(新2号)  
の申請  
※幼稚園、認可保育園等に通っ  
ていないことが条件となります。

### 施設等利用給付認定(新2号又は新3号)

市役所子ども育成課保育係(1階8番窓口)で申請してください。  
(認証保育所を利用している方は別途ご案内します。)

【提出書類】  
①申請書  
②保育を必要とする事由が確認できる書類(勤務証明書、母子手帳、  
障害者手帳等)  
【提出先】 子ども育成課保育係  
【提出期限】 原則として利用する月の前月15日まで

⑤

必要な手続きはありません

※保育所等への入所申請をして、その結果「保留」となった方は、保育  
の必要性があると認定されたとみなされるため申請は不要です。(み  
なし認定)

⑥

施設等利用給付認定(新3号)  
の申請  
※認可保育園等に通っていない  
ことが条件となります。

3～5歳の障害児で、児童発達支援サービス等を利用している場合も無償となります。幼稚園、保育園等を利用している場合も、両方とも無償となります。児童発達支援サービス等については、手続き不要です。

施設等利用給付における市民の皆様への支給方法等については、現在検討中です。決定次第、広報やホームページ等でお知らせいたします。



# 無償化に伴う認定制度の変更について

これまでの子ども・子育て支援法に基づく認定制度は、幼稚園や保育所等を利用するために必要な認定（支給認定）でした。今般の無償化に伴う制度改正では、これまでの「教育・保育の支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、さらに、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用するための「施設等利用給付認定」を新たに創設しました。

## ■これまでの認定（令和元年9月まで）

### 教育・保育の支給認定

認定区分	対 象	利用施設
1号認定 教育標準時間認定	満3歳以上で保育の必要性がなく、幼稚園等を希望する場合	幼稚園（新制度） 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定 満3歳以上保育認定	満3歳以上で保育の必要性があり、保育園等の利用を希望する場合	保育園 認定こども園（保育園部分）
3号認定 満3歳未満保育認定	満3歳未満で保育の必要性があり、保育園等の利用を希望する場合	保育園 認定こども園（保育園部分） 小規模保育園



## ■新しい認定（令和元年10月から）

### ①教育・保育給付認定（従前どおり）

認定区分	対 象	利用施設
1号認定 教育標準時間認定	満3歳以上で保育の必要性がなく、幼稚園等を希望する場合	幼稚園（新制度） 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定 満3歳以上保育認定	満3歳以上で保育の必要性があり、保育園等の利用を希望する場合	保育園 認定こども園（保育園部分）
3号認定 満3歳未満保育認定	満3歳未満で保育の必要性があり、保育園等の利用を希望する場合	保育園 認定こども園（保育園部分） 小規模保育園



### ②施設等利用給付認定（新たに創設）

認定区分	対 象	利用施設
新1号認定 （第30条の4第1号）	満3歳以上で新2号・新3号以外の子ども	幼稚園（未移行）
新2号認定 （第30条の4第2号）	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した子どもであって、保育の必要性がある場合	幼稚園の預かり保育、認証保育所、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター、その他施設
新3号認定 （第30条の4第3号）	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもであって、保育の必要性がある場合	



## ■幼稚園の預かり保育の認定について

「施設等利用給付認定（新2号・新3号）」の申請が必要です。幼稚園を通して申請書を配布し、幼稚園に提出していただきます。

## ■認証保育所の認定について

認証保育所における認定については、別途お知らせします。

## ■「みなし認定」について

保育所等への入所申請をして、その結果「保留」となった方は、保育の必要性があると認定されたらみなされるため、新2号、新3号の認定申請は不要です。これを「みなし認定」といいます。

※妊娠・出産の要件等、認定に期間がある場合があるのでご注意ください。

## ■上記以外の方について

上記に該当しない方で、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター等の認可外保育施設を無償で利用したい場合は、市役所子ども育成課保育係（1階8番窓口）で申請をする必要があります。原則として利用する月の前月15日までに申請をお願いします。

## ■提出書類等について

上記のとおり申請方法で申請をしていただくに当たり、必要となる提出書類は次のとおりです。

- ①施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号）
- ②保育を必要とする事由が確認できる書類（勤務証明書、母子手帳、障害者手帳等）

なお、認定は妊娠・出産の要件等、期限が設けられているものがあります。また、認定期間は最長で年度内までの期限となります。

そのため、期限が終了した場合や、「現況届」による確認ができない場合は、認定が取り消されることとなりますのでご承知おきください。（幼稚園や保育所等に入園が決まった場合も認定は取り消しとなります。）

※「現況届」の提出については、別途、個別にお知らせします。

# 給食費（食材料費）について

## ■保育所等における給食費の取扱いについて

○これまで、3～5歳児の給食費は、主食（お米など）分を市が補助しており、副食（おかずなど）分については保育料の一部として保護者負担としてお支払いいただいています。

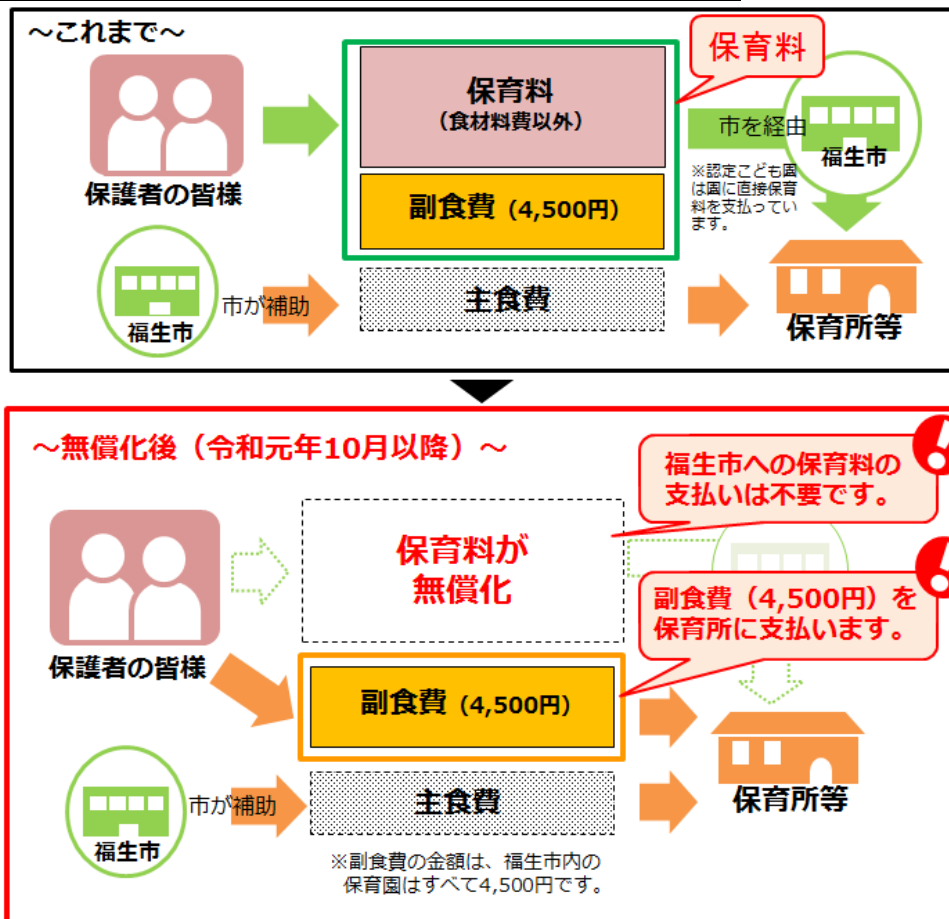
○10月からは保育料は無償化されますが、**給食費のうち副食費（4,500円）については引き続き保護者の皆様にご負担いただくこととなります。**通っている保育所等に対して、指定された方法・期日でお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

※非課税世帯、第三子以降等は免除されます。免除対象者には別途お知らせします。

※0～2歳児の給食費は、これまでどおり保育料に含まれるため、変更等はありません。

※今後の給食の提供については「同意」の手続きが必要になります。詳細は保育所等にご確認ください。

### 保育所等における給食費のイメージ図（3～5歳児）



## ■幼稚園における給食費の取扱いについて

○送迎費、行事費などと同様に、給食費もこれまでどおり保護者の負担になります。

ただし、年収 360 万円未満相当の世帯の子どもと第 3 子以降の子ども等 (※) については、保育所等と同様に、副食（おかずなど）の費用が免除されます。副食費の免除については、詳細が決まり次第、幼稚園等を通じてお知らせします。

※年収 360 万円未満相当世帯については、第 1 子の年齢は問いません。



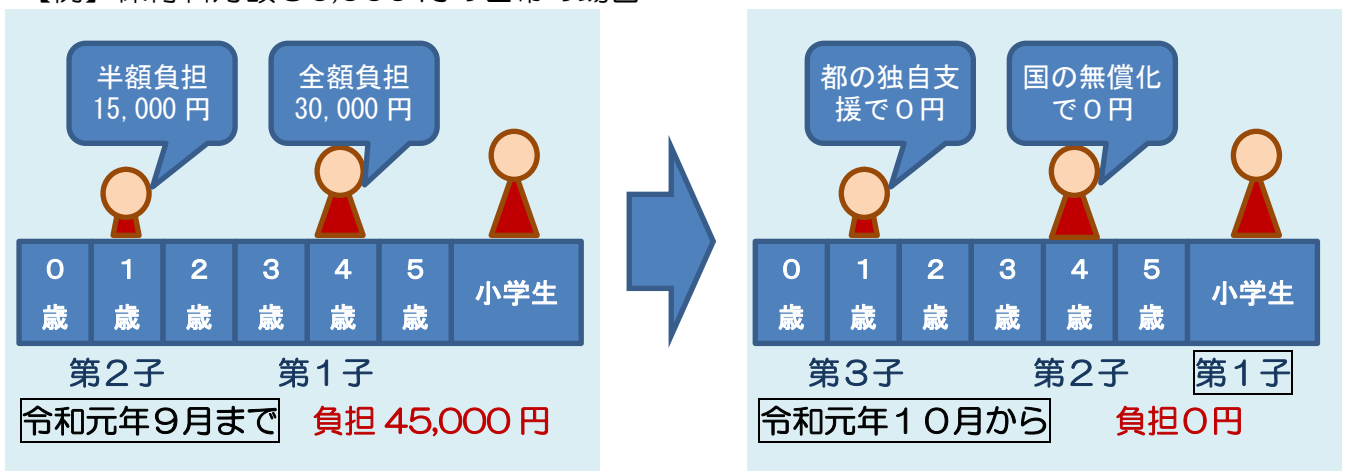
## 東京都独自の支援策について

東京都は10月から、国の幼児教育と保育の無償化に合わせ、独自の保育支援事業を始めます。

### ■保育料における都の独自減免

児童が2人以上いる世帯に対し、認可保育園、認証保育所等に通っている場合、所得や第1子の子どもの年齢を問わず、第2子は保育料を半額、第3子以降は全額免除とする独自の支援策を実施します。

【例】保育料月額30,000円の家帯の場合



※わかりやすくするために保育料の例は単純化しています。

### ■その他の都の独自減免

認証保育所を利用している児童の保育料の負担を軽減するための対策や、幼稚園を利用している児童の保育料に対する補助を上乗せするなどの独自の減免を実施する予定です。詳細が決まり次第、広報やホームページでお知らせします。